

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三五〇
- 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件 三五〇
- 県営土地改良事業計画を定めた件 三五〇
- 道路の区域を変更する件三件 三五五
- 公 告 三五五
- 福島県情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 三五九
- 随意契約の相手方を決定した件二件 三五九
- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例の規定により意見があった件 三六〇
- 落札者を決定した件 三六〇
- 福島県公安委員会 三六二
- 道路交通法による指定講習機関として指定を受けた者から変更の届出があった件 三六二
- 道路交通法による運転免許取得者等教育の認定を受けた者から変更の届出があった件 三六二
- 道路交通法による運転免許取得者等検査の認定を受けた者から変更の届出があった件 三六二
- 福島県警察本部 三六三
- 落札者を決定した件 三六三
- 一般競争入札を行う件 三六三

## 告 示

**福島県告示第四百四十五号**  
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、

次の病院を令和五年七月十六日救急病院として認定した。  
 令和五年七月二十五日

名称 福島県知事 内堀 雅雄  
 社会医療法人福島厚生会福島 所在地 認定有効期限  
 第一病院 福島市北沢又字成出一六番地 令和八年七月十五日  
 の二 (地域医療課)

### 福島県告示第四百四十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、令和五年六月三十日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。  
 令和五年七月二十五日

- 福島県知事 内堀 雅雄
- 一 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積 福島県知事 内堀 雅雄
  - 所在 地番 地目 面積（平方メートル）
  - 耶麻郡磐梯町大字赤枝字倉石 一一九番 田 二、六三四
  - 同 郡同 町大字赤枝字倉石 一二三番 田 七五六
  - 同 郡同 町大字赤枝字倉石 一二四番 田 一、八五九
  - 同 郡同 町大字赤枝字倉石 一二五番 田 一、九六八
  - 二 当該申請に係る農地の利用の現況 一、九六八
  - 保全管理
  - 三 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
  - 地番一一九番及び一二三番の農地はトウモロコシ畑として利用
  - 地番一二四番及び一二五番の農地はねぎ畑として利用
  - 四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
  - 1 始期 令和五年十月二十五日
  - 2 存続期間 五年
  - 3 借賃に相当する補償金の額 二八、〇八五円
  - 五 その他参考となるべき事項 二八、〇八五円
  - (記載無し)

(農村振興課)

### 福島県告示第四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、神谷第二地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 令和五年七月二十五日

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和五年七月二十六日から  
同 年八月十四日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所  
いわき市役所

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

**福島県告示第四百四十八号**  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和五年七月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道日下 石新沼線	相馬市中村字多川町 一三一一番一地从先から 同 市中村字多川町 一三一一番八地先まで	変更前	一一・八	二七・五
		変更後	一一・三	
		変更後	一一・六	二七・五
			一一・八	

(道路計画課)

**福島県告示第四百四十九号**  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和五年七月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員	延 長

一般国道 一一四号	の変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
双葉郡浪江町大字赤字 木字柗平一番七〇地先 から	五・七	一一・三	一、〇二〇・〇
同 郡同 町大字赤字 木字柗平八八番地先ま で	変更後	一三・五	一、〇二〇・〇
		三七・〇	

(道路計画課)

**福島県告示第四百五十号**  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和五年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和五年七月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道吉間 田滝根線	いわき市川前町小白井 字将監小屋一一二番一 地从先から 田村市滝根町広瀬字八 幡二〇六番地先まで いわき市川前町小白井 字将監小屋一一二番一 地从先から 田村郡小野町大字小戸 神字坪毛一〇三番一 地先まで	変更前	四・一	五、九三九・二
		変更後	四・〇	
		変更後	九・六	九、三二九・二
			二四七・五	

(道路計画課)

公 告

公告第四百十五号

福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。）第三十四条の規定により、令和四年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和五年七月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雅

1 公文書の開示請求の状況

(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	請 求 件 数
県 政 情 報 セ ン タ ー	7,421
県 政 情 報 コ ー ナ ー	5,029
出 先 機 関 窓 口	1,385
警 察 情 報 セ ン タ ー	337
合 計	14,172

注

- 1 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう（以下同じ。）。
- 2 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 3 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 4 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をいう。
- 5 「警察情報センター」とは、福島県警察情報センターに設置された窓口をいう。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実 施 機 関 の 区 分	請 求 件 数
総 務 部	1,598
知 危 機 管 理 部	95
企 画 調 整 部	573
生 活 環 境 部	528
保 健 福 祉 部	2,399
商 工 労 働 部	451
農 林 水 産 部	2,169
土 木 部	4,595
出 納 局	13
企 業 局	42
事 小 計	12,463
教 育 委 員 会	688
公 安 委 員 会	0
警 察 本 部 長	337
選 挙 管 理 委 員 会	213
監 査 委 員 会	21
人 事 委 員 会	54

労働委員会	50
収用委員会	31
海区漁業調整委員会	64
内水面漁場管理委員会	0
病院事業管理者	50
公立大学法人福島県立医科大学	185
公立大学法人会津大学	16
合 計	14,172

## 2 公文書の開示の決定等の状況

## (1) 決定等の状況

(単位 件)

決 定 等 区 分	件 数
開 全 部 開 示	7,485
一 部 開 示	6,340
示 小 計	13,825
不 開 示	259
うち公文書の不存在	210
請 求 の 取 下 げ	88
却 下	0
合 計	14,172

## (2) 不開示理由の内訳

				(単位 件)
条例第7条に規定する不開示情報区分	一部開示	不開示	合 計	
条例第7条第1号(法令秘情報)又は旧条例第6条第1号	3	0	3	
条例第7条第2号(個人情報)又は旧条例第6条第2号	3,265	19	3,284	
条例第7条第3号(事業情報)又は旧条例第6条第3号	4,824	10	4,834	
条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)又は旧条例第6条第4号	20	6	26	
旧条例第6条第5号(国、地方公共団体等関係情報)	0	0	0	
条例第7条第5号(審議、検討等情報)又は旧条例第6条第6号	162	11	173	
条例第7条第6号(事業執行過程情報)又は旧条例第6条第7号	300	16	316	
旧条例第6条第8号(合議制機関等関係情報)	0	0	0	
合 計	8,574	62	8,636	

## 注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない。
- 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例(平成2年福島県条例第41号)第6条各号を示す。
- 3 審査請求の状況  
行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき審査請求に対する裁決の状況等は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

審査請求の 繰越件数	審査請求 当該年度中に あつた新規件数	裁 決			決		取下げ	審理中
		却下	棄却	認容	一部 認容	小計		
10	14	1	1	3	1	6	0	18

(2) 件名等

審査請求の 提起年月日	件 名	裁決等の区分
令和 3 年 1 月 19 日	「福島県災害対策本部非常勤職員設置要綱・非常勤職員の委嘱についての発議書」及び「兼業依頼・許可申請書及び同発議書」の一部開示決定に対する審査請求	一部 認 容
令和 3 年 5 月 20 日	「不送付先の一覧」の開示決定に対する審査請求	棄 却
令和 3 年 6 月 29 日	「保育園すまいるえくぼに関する公文書すべて」の一部不開示決定	審 理 中
令和 3 年 6 月 29 日	「保育園すまいるえくぼに関する公文書すべて」の一部不開示決定	審 理 中
令和 3 年 6 月 29 日	「保育園すまいるえくぼに関する公文書すべて」の一部不開示決定	審 理 中
令和 3 年 11 月 16 日	「平成 27 年 11 月 25 日現地調査書 (境界立会) の境界画定図の隣の隣地土地所有者の境界承諾書」の不開示 (不存在) 決定	審 理 中
令和 3 年 6 月 14 日	福島県立図書館収蔵資料日本原子力産業会議『原子力発電所と地域社会 地域調査専門委員会報告書 (各論)』の不開示決定	審 理 中

令和 3 年 12 月 14 日	「新生 1 ふくしまの恵み発信協議会について (依頼) の発議書」の一部不開示決定	審 理 中
令和 4 年 1 月 5 日	「双葉原子力地区の開発ビジョン」の不開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和 4 年 2 月 10 日	「小野富岡線・ (仮称) 五枝沢 2 号トンネル工事に関する総合評価方式入札結果等」の不開示決定	認 容
令和 4 年 4 月 14 日	「令和 3 年 3 月 1 日～5 月 31 日までの間に産業界が実施した作業場等の巡視結果等が分かる資料」の不開示決定	審 理 中
令和 4 年 6 月 1 日	「急傾斜事業と助成事業に関わる資料について」の不開示決定	審 理 中
令和 4 年 6 月 25 日	「令和 3 年 4 月 1 日～6 月 30 日までの間に衛生管理者が実施した作業場等の巡視結果等が分かる資料」の不開示決定	審 理 中
令和 4 年 8 月 8 日	「小野富岡線・ (仮称) 五枝沢 2 号トンネル工事に関する総合評価方式入札結果等」の写しの交付方法について	認 容
令和 4 年 8 月 12 日	「原子力関係係部局長会議の開催結果」の一部不開示決定	審 理 中
令和 4 年 8 月 31 日	「会津美里町公民館解体工事のスペースの使用状況」の不開示決定	却 下
令和 4 年 11 月 13 日	「被災地域域生活交通確保維持計画の事務手続に係る発議書」の一部不開示決定	審 理 中
令和 4 年 12 月 16 日	「福島県内避難者・帰還者心の復興事業補助金の採択結果等」の一部不開示決定	審 理 中
	「職員の県に対する賠償責任の有無及び求償に	

令和5年1月9日	関する審査結果について」の一部開示決定	審 理 中
令和5年1月10日	「令和4年11月28日付け福監第267号の通知に至った監査委員協議会の会議録及び会議資料の全て」について不開示決定	審 理 中
令和5年3月1日	「小野富岡線・(仮称)五枝沢2号トンネル工事に関する総合評価方式入札結果等」の一部開示決定	審 理 中
令和5年3月6日	「海岸保全施設整備工事に係る積算書等について」の一部開示決定	審 理 中
令和5年3月20日	「理事長選考会議の議事録(音声データ)」の不開示決定	審 理 中
令和5年3月20日	「理事長選考会議の議事録(音声データ)」の不開示決定	審 理 中

(文書法務課)

**公告第146号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるデータ連携基盤及びコミュニケーションポータル構築等業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年7月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
データ連携基盤及びコミュニケーションポータル構築等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年6月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
アクセント株式会社 東京都港区赤坂一丁目8番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
339,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(デジタル変革課)

**公告第147号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるオンライン行政手続統合サービス構築等業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下

「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年7月25日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
オンライン行政手続統合サービス構築等業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年6月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社BSNアイネット 新潟県新潟市中央区米山二丁目5番地1
- 5 随意契約に係る契約金額  
35,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(デジタル変革課)

公告第百四十八号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成十七年福島県条例第百二十号。以下「条例」という。)第十三条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年七月二十五日から同年八月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、郡山市産業観光部産業雇用政策課、会津若松市観光商工部商工課、須賀川市経済環境部商工課、二本松市産業部商工課、田村市産業部商工課、本宮市産業部商工観光課、大玉村産業建設部産業課、天栄村産業課、猪苗代町商工観光課、平田村企画商工課、三春町産業課、小野町産業振興課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地  
(仮称)ショッピングモールフェスタ 郡山市日和田町字小原一番地ほか三百九十七筆(郡山市日和田町五庵地区計画区域内)
- 二 条例第十三条第一項の規定により聴取した意見の概要  
1 福島市  
特定小売商業施設の持つ周辺地域への影響力を鑑み、左記の二点について要望いたします。  
(一) 周辺自治体との連携を進めていただきたい。  
(二) 地域産品の販売や観光情報の発信など地域貢献に積極的に取り組んでいただきたい。  
2 会津若松市、郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、天栄村、猪苗代町、平田村、三春町及び小野町  
意見なし。  
三 条例第十三条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)



**公告第149号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年7月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電界放出型走査型電子顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
宝化成機器株式会社 福島県郡山市喜久田町卸一丁目62番地1
- 5 落札金額  
85,470,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和5年5月16日

（入札用度課）



**福島県公安委員会告示第79号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和5年7月25日

福島県公安委員会委員長 山本真一

届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変更前	変更後
株式会社矢吹自動車教習所	代表者の氏名	高田 義弘	高田 和典

（運転免許課）

**福島県公安委員会告示第80号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者等教育を行う者から、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和5年7月25日

福島県公安委員会委員長 山本真一

届出に係る運転免許取得者等教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変更前	変更後
株式会社矢吹自動車教習所	代表者の氏名	高田 義弘	高田 和典

（運転免許課）

**福島県公安委員会告示第81号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者等検査を行う者から、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和5年7月25日

福島県公安委員会委員長 山本真一

届出に係る運転免許取得者等検査の認定を受けた者の名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変更前	変更後
株式会社矢吹自動車教習所	代表者の氏名	高田 義弘	高田 和典

（運転免許課）

**福島県警察本部公告第68号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通事故総合管理システム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年7月25日

福島県警察本部長 若 田 英

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
交通事故総合管理システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年5月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
F L C S 株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額  
58,169,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和5年4月11日

（会 計 課）

**福島県警察本部公告第71号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける警察共通基盤連携等システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務

規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年7月25日

福島県警察本部長 若 田 英

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 警察共通基盤連携等システム機器 一式（機器の搬入・設置・据付調整、ソフトウェアの納品・インストール・設定、現地動作確認、既存システム環境の移行、保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 納入場所 福島県福島市杉妻町5番75号 福島県警察本部庁舎4階  
情報管理課電子計算機室

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年9月27日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和5年7月25日（火）から同年10月18日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同年8月11日、同年9月18日及び同年10月9日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙35枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和5年10月19日（木）午前10時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年10月18日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Police Common Base Coordination System 1 set (including carry-in, installation, and adjustment of equipment, delivery, installing, and setting of software, on-site OAT (Operational Acceptance Testing), existing system environment migration, maintenance, removal, and other related operations)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 19 October 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 18 October 2023
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)